

2003年3月24日

営団地下鉄、東急電鉄、国土交通省、東京消防庁
関係者各位

〒 東京都足立区

半澤 一宣

東武鉄道による“欠陥車両乗り入れ”問題についての再要請書

前略失礼いたします。

私は、過日、東武鉄道が営団地下鉄半蔵門線～東急田園都市線への直通運転列車に欠陥構造のある車両を使用しようとしている問題について通報した者でございます。その節は丁寧なご回答を賜わり、ありがとうございました。御礼申し上げます。

ところが、今回全く同じ件について再度通報しなければならないことを、残念に思います。

この問題について東武鉄道がどのような対策を講じたのかを確認するため、私は直通運転開始初日の3月19日（水曜日）の直通初列車に乗車しました。すると、問題の貫通路部分の壁などに立ち止まりや喫煙等の禁止を呼びかけるステッカーが貼付されていたほか、仕切扉内蔵の遮光幕を下げるのを妨げるためのストッパーが取り付けられていました。

私は本当にこの程度のストッパーで幕下げを防止できるのかと不審に思い、幕下げを試みました。すると、やや無理ぎみに力を加えることにより、ほんの数秒でストッパーを突き抜いての幕下げができてしまいました。コツをつかめば2秒くらいで幕下げができてしまいそうでした。たまたまこの車両のストッパーだけが取り付け方がまずかったのか、他の車両でもストッパーを“強行突破”しての幕下げが可能なのかは未確認ですが、そうでもなくても鍵穴をボールペンか何かで細工すれば解錠しての幕下げもできてしまいそうなのが気になりました。

ついでに記せば、帰りに乗車した列車（10000系車両）ではステッカーが貼付されていただけで、仕切扉の施錠や幕下げを防ぐ装置は何もありませんでした。（以上、同封の写真を参照）

先般、国土交通省、東急、および営団地下鉄から拝領した私信によれば、東武鉄道からこの問題について対策を検討している旨聞いている由でしたが、東武鉄道が検討していた対策がこの程度のものでしかなかったということであれば、問題の根本を無視したその場しのぎの対応であり、利用者の危害防止＝安全確保にかかわる東武鉄道の認識の欠如を非難せざるをえません。

この欠陥構造を悪用した行為として想定されるものを整理すると、少なくとも、

- 1．公衆衛生上の危害にかかわるもの 貫通路内での喫煙行為に起因する受動喫煙の強要
- 2．治安上の危害にかかわるもの 上記1の喫煙その他の迷惑行為者に抗議したことへの報復としての暴力行為
- 3．防災上の危害にかかわるもの 上記1の喫煙と何か他の要因とが複合してのガス爆発等
- 4．テロの危害にかかわるもの

などを挙げることができます。これらは昨今の社会状況を考えるといずれもその発生を

完全に否定することができないものばかりです。そして、これらの危害の発生を未然に防ぐための根本的な対策としては、貫通路部分を客室から独立した、かつ目隠しつきの個室状態とすることができてしまうような車両構造を廃止する以外に、方法がないのではないのでしょうか。

私は、新線開業区間への直通運転開始による、混雑緩和や直通輸送その他のサービス向上を否定するものではありません。ただ、上に記したような危害が発生しうる状況を放置したまま直通運転を継続することが、利用者ひいては国民の「安全に交通する権利」の保障という点から考えておかしいのではないかと、ということをお願いしたいのです。

もしも東武鉄道のこの車両構造の欠陥を悪用した行為を原因とする、上記1～4に例示した、またはそれ以外の何らかの事故や事件が発生してしまった場合、欠陥構造を放置していた東武鉄道は当然ですが、事故や事件の発生現場が営団または東急線内だった場合、そのような欠陥車両の乗り入れを拒まずにいた営団や東急、さらには未然防止のための適切な指導や命令を出さずにいた国土交通省や東京消防庁までが、事故や事件の被害者や遺族から責任を問われて訴えられてしまうことを、私は案じております。

一度開始した直通運転を一時中止するというのは、社会的体面等を考えると勇気が要ることには違いありません。しかし、それを怠って利用者に危害を生ぜしめる事故や事件が発生してしまえば、直通運転等によるサービス向上も帳消しになってしまいますし、何よりも人命が奪われるような事態になってからでは取り返しがつきません。

どうか、関係各社局におかれましては、問題の欠陥構造を抱えたままの東武車両の営団～東急線への乗り入れ禁止、車両改造工事完了までの間の直通列車減便または直通運転一時中止、及びこれらを命じる命令の発令をされますことを、重ねてお願い申し上げます。

なお今回の要請にかかわる貴社局のご見解を、来月19日（土曜日）ごろまでに書面にてご回答いただければ幸いです。

敬具

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局（すべて書留配達証明郵便）
帝都高速度交通営団（総務部広報課長・肥後謙一様）宛て
第114-29-32886-4号
平成15（2003）年3月25日 上野郵便局にて配達完了
東京急行電鉄株式会社（鉄道事業部管理部総括課長・城石文明様）宛て
第114-29-32887-5号
平成15（2003）年3月25日 渋谷郵便局にて配達完了
国土交通省（鉄道局業務課・荒木、有馬様）宛て
第114-29-32888-6号
平成15（2003）年3月25日 東京中央郵便局にて配達完了
東京消防庁（指導広報部広報課長・伊藤克己様）宛て
第114-29-32889-0号
平成15（2003）年3月25日 東京中央郵便局にて配達完了

* 本状に対する回答は、上記4社局いずれからも無し。